

事業実施の要件 取りまとめ表

事業趣旨

団地化して作業道整備することにより搬出間伐を促進し、雇用確保と素材生産量増加を行う。
(森林環境保全直接支援事業を活用 → 森林経営計画の樹立が必要)

	項目	要件	理由	要件区分	解説
*1	◇木材生産量	○単年度において単位面積あたり30m ³ /ha以上 ○平均50m ³ /ha以上(体制が整う事業開始4年後以降に達成すべき生産量) ○年間750m ³ 以上(※1)(体制が整う事業開始4年後以降に達成すべき生産量)	・意欲を持って木材生産に取り組む林業事業者等が一定規模以上の集約化施業区域を設定し木材生産を行う森林を木材安定供給団地に位置付け、その区域で実施する作業道の開設等に重点支援していく事業の趣旨からも、一定レベル以上の木材生産を求める必要がある。 ・また、一定以上の木材生産を実施することで、生産コストの低減につながり、森林所有者への還元も期待できる。	… (絶対)	単年度において最低限30m ³ /ha以上は絶対条件。 年750m ³ 及び平均50m ³ /haは木材の供給体制が整う事業開始4年後以降においては絶対条件。 事業者の素材生産量が増加となること。
*2	◇利用間伐実施区域面積(スギ、ヒノキ)	○100ha以上	・年間を通じた一定の作業量を確保することにより、林業従事者の安定雇用を図り、計画的・安定的な木材生産により持続可能な林業を確立するために必要な一定規模以上の面積を確保する。(15ha～30ha/年×7年周期)	… (絶対)	利用間伐を行う区域が100ha以上含まれていることが絶対条件。
*3	◇集約化(森林所有者数)	○5人以上の森林所有者	・数人以上の森林所有者の合意形成を図り、低コスト集約化施業を推進し、事業区域内での単独所有を避けることにより公的支援の公平性を確保する。	… (絶対)	区域を構成する森林所有者が5人以上であることが絶対条件。
*4	◇集約化(最大所有率)	○最大の森林所有者の占める割合は概ね70%以下		… (目安)	最大所有者の所有率は概ね70%以下であることが望ましい。
*5	◇路網密度	○50m/ha以上(既存作業道等を含む) (全体計画で最終50m/ha以上が認められる)	・林業機械を活用した木材生産システムが構築され、他産地と競合できるレベルでの低コスト集約化施業を推進する。	… (絶対)	既設作業道等を含めて、7ヶ年事業完了時には路網密度50m/ha以上が絶対条件。 開設時点で補助対象事業を実施すること。
*6	◇利用間伐面積	○年間15ha以上(※2)	・15ha～30ha/年、7年周期で利用間伐を繰り返し実施することにより、採算性の確保と林業従事者の安定雇用を図る。	… (目安)	計画的に利用間伐するうえで、1年間に15ha以上利用間伐することが望ましい。
*7	◇林業従事者の雇用	○利用間伐実施区域面積が100ha以上200ha未満の場合1人以上、200ha以上の場合3人以上の安定した雇用	・年間を通じた一定の作業量を確保し安定的な木材生産を進め、林業事業者等の経営基盤を強化することにより、不安定な林業従事者の雇用の安定を図る。	… (絶対)	年間150日以上勤務の常勤3人(地域により1～2人)の安定雇用を確保する。さらに、本事業の進捗とともに、完了(第1期7ヶ年後)時には、事業量の増加に伴って、職員の所得向上や労働環境の向上(週休2日、月給制、社会保険等加入など)など、なんらかの雇用環境の充実が図られていることが絶対条件。新規雇用があればさらによい。
*8	◇申請できる林業事業者等	○認定事業者若しくは認定申請を予定している事業者	・一定の水準をもって林業事業の経営を行うことのできる事業者でないと当該事業の実施が期待できないため。	… (条件付)	既に認定事業者であることが望ましい。そうでない場合は、早急に認定事業者の認定を受けることが条件。

※1 利用間伐実施区域面積が200ha以上の場合、従前どおり1,500m³以上

※2 利用間伐実施区域面積が200ha以上の場合、従前どおり年間30ha以上